



【写真】自主運行バス新車両(関連記事8ページ)

主な内容

避難所での感染症対策	2
災害時応援協定を締結	3
水道基本料金免除	5
ふとん洗濯サービス	7
祝100歳	8
後期高齢者医療制度	10~12



木曾岬町の人口と世帯数 5月1日現在

人口	6,221人	(前月比-7)
男	3,185人	(前月比+3)
女	3,036人	(前月比-10)
世帯数	2,521世帯	(前月比+5)

サージカルマスクを木曾岬温泉株式会社様より寄付

この度、感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にお役立ていただきたいとして令和2年4月27日・28日、両日に2万枚を更に5月11日に1万枚合わせて3万枚を木曾岬温泉株式会社様より「サージカルマスク」寄付していただきました。

寄付していただいたサージカルマスクを町内の全世帯及び医療機関や社会福祉施設及び子ども園や小中学校等関係施設に配布させていただきました。

～ご寄付をいただきました木曾岬温泉株式会社様、誠にありがとうございました～



レフマン代表取締役(中央)

木曾岬中学校に手づくりマスクを贈呈

4月30日に木曾岬町商工会女性部の花井清美部長と竹内恵美子副部長が木曾岬中学校を訪ね、新型コロナウイルスの影響で品不足となっているマスクを使ってもらおうと手づくりマスクを贈呈しました。商工会女性部では毎年、小学校の新1年生に歯みがき用のコップ入れを製作して配付していますが、今回は中学生にも何かできることはないかと考え、女性部員28人で役割分担して約10日で170枚分を製作しました。花井部長は、「材料の調達に苦労したが、皆が協力することで必要数を製作することができた。生徒さんに限らず、ご家族で使っていただければ。」と話し、水谷校長に手渡しました。



花井部長(中央)、竹内副部長(右)

避難所での感染症対策

出水期を迎え、大雨や台風などによる災害の危険性が高まります。

新型コロナウイルス感染症対策も踏まえて、自宅の安全確認や備蓄・防災グッズの見直しを行うとともに、避難所での感染予防についても考えてみましょう。

避難の検討について

災害が予測される場合やあった場合に、安全が確保できるのなら避難所ではなく、自宅内の安全な場所や親戚や友人宅への避難も検討してください。

自宅療養者等は

新型コロナウイルス感染症等で自宅療養を行っている場合は、三重県の電話相談窓口へ事前に相談しましょう。

三重県電話相談窓口：059-224-2339
(午前9時から午後9時)※4月24日現在

避難所での感染を防ぐポイント

避難所に避難される時は、検温をした上で避難してください。発熱(37.5度以上の熱)又は風邪の症状がある方は、事前にかかりつけ医と相談してください。

避難所では、換気を心がけ、人との距離をとって感染を予防しましょう。可能な限り密閉・密集・密接の「3密」を避けてください。

※風水害の場合は、一定の時間、窓を開閉できません。避難時に持ち出す防災用品に、マスクや消毒液(ウエットティッシュ)などの感染予防に役立つものも加えておきましょう。

災害時応援協定を締結!!

津波・地震や高潮等による大規模災害時において、迅速な対応ができるよう、町と事業所及び団体との間で、次のとおり災害時における応援協定を締結しました。

災害時における応急生活物資の供給に関する協定

この協定は、避難所の設営等において、段ボール製の「簡易ベッド」「シート」「間仕切り」を供給し、避難所環境を良好に努める目的としています。



協定事業所名	所在地
東海紙器株式会社	愛知県名古屋南区豊田5丁目15番15号
Jパックス株式会社	大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号

災害に係る情報発信等に関する協定

この協定は、「ヤフーサービス」を活用して、*ヤフー防災速報を通じて、台風接近の注意喚起や避難所の開設情報など、緊急情報を直接配信することができます。

*ヤフー防災速報とは、YAHOO! JAPANによる災害情報アプリです。



協定事業所名	所在地
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

災害時における動物救護に関する協定

この協定は、災害が発生した場合に、町が行う動物救護活動に対し、「被災した動物に対する獣医療」「動物救護所の運営補助」等、一般家庭で飼育されている、犬、猫、鳥、その他の小動物が対象となります。



協定団体名	所在地
公益社団法人 三重県獣医師会桑員支部	桑名市陽だまりの丘1-2205

災害時におけるマルチコプターを用いた情報連携に関する協定

この協定は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、被害状況を把握するため、マルチコプターにより情報収集し、災害復旧に係る内容を提供していただくものです。

協定事業所名	所在地
中部電力パワーグリッド株式会社 桑名営業所	桑名市寿町3丁目9番地

新型コロナウイルス感染症に関する 国民健康保険傷病手当金について

木曾岬町の国民健康保険に加入している方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）について、傷病手当金を支給します。

支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に住民課 国民健康保険係 にお電話【0567-68-6103】でお問い合わせください。

●対象者

次の3つの条件をすべて満たす方

1. 給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなったこと。
2. 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から9月30日までの間に属すること。
3. 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。

●支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間（最長1年6か月間）のうち、就労を予定していた日。

●支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{就労を予定していた日数}$$

※給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

※支給額には上限があります。

●申請について

指定の様式がありますので、住民課 国民健康保険係へご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症に感染した日、又は感染の疑いによる療養のために休業された日の翌日から起算して2年間で時効となりますのでご注意ください。

●支給決定について

- 申請をいただいてから決定まで1ヶ月程かかる可能性があります。
 - 申請内容の確認のため、事業主、医療機関へ調査及び照会を行う場合があります。
- ご理解とご協力をお願いします。

●問合せ先／役場 住民課 国民健康保険係 ☎68-6103

7月から水道料金の基本料金を免除

新型コロナウイルス感染症が生活や経済に多大な影響をもたらしている状況等を踏まえ、住民の皆さまや企業の方々を支援するため、**すべての加入者様を対象に水道料金の基本料金を3期分(6か月間)全額免除します。**

●減免額

水道料金 1期(2か月)当たりの基本料金
2,420円×3期分=7,260円(税込)

●対象

約2,470戸

●減免期間

3期分(6か月)

A地区(8月請求分から12月請求分まで基本料金を免除します)

B地区(7月請求分から11月請求分まで基本料金を免除します)

※A地区

新・上・中加路戸、上・東・下見入、上・下和泉、富田子、中・小和泉、小林、栄、新・東富田子、辰高、かおるヶ丘、中栄、第2栄にお住まいの方

※B地区

大新田、外平喜、近江島、西対海地、田代、脇付、雁ヶ地、福崎、豊崎、川先、藤里台、西白鷺川、白鷺、源緑、上・下藤里、松永、南栄、なぎさ台にお住まいの方

●申込手続き

今回の基本料金免除に、手続きは不要です。

※「納入通知書」「ご使用水量のお知らせ」には基本料金を差し引いた金額が記載されます。

また、基本料金内でのご使用の方については、使用水量、水道料金欄の表記が「****」となります。

※この免除措置について、町より電話や訪問をすることはありません。

●問合せ先/役場 建設課 ☎68-6106

国民年金被保険者の方へ

新型コロナウイルスの感染症の影響により 国民年金保険料の納付が困難となった場合の 臨時特例手続き

5月から、新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能になります。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> をご参照ください。

申請書につきましては、日本年金機構ホームページ

からダウンロードすることが可能です。

また、役場住民課にも備え付けております。

申請される方は申請書を必要な添付書類とともに、住民登録をしている市(区)役所・町村役場または年金事務所へ郵送してください。

※申請書等を直接提出していただくことも可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。

●問合せ先

役場 住民課 ☎68-6103
四日市年金事務所(代表)

☎059-353-5515

今月は

「新型コロナウイルス感染症予防について」

紹介させていただきます。

5月14日(木)三重県を含む全国39県の緊急事態宣言が解除されました。

皆さんが外出自粛や感染予防対策等にご協力いただいたおかげです。

しかし、終息したわけではありません。今後は、新型コロナウイルス感染予防対策を守りながら、新しい生活様式や経済活動を築いていくことが大切です。

ゴールはまだ先！ マラソンでいえば折り返し地点

“新型コロナウイルス感染症拡大防止” ～皆で守りましょう！命と健康、明るい社会～

新しい生活様式の実践例

日常生活を営む上での基本的な生活様式

① 基本的な感染予防の実施



手洗い 咳エチケット マスクの着用 換気

② 外出の自粛



外出控え

③ 3つの“密”を避ける



密集回避 密室回避 密接回避

新型コロナ対策と熱中症予防は

今年は、新型コロナ感染症予防の為にマスクを着用します。気温が高くなると心配されるのが、熱中症です。

マスクは、「外に出ても人がいない、しゃべらない時は短時間でもマスクを外す」などして涼しくするよう呼び掛けています。

これから暑い季節を迎えます。特に外でのお仕事や運動をされる時は、熱中症に注意しましょう。

健康管理が第一！ 新型コロナを防止

① 基礎疾患を安定させよう

新型コロナウイルス感染症は、糖尿病や高血圧など基礎疾患のある方がかかった場合、重症化しやすいと言われています。この機会に、**食事**や**運動**などの生活を見直し、**血糖値・血圧・体重**などの状態をコントロールしましょう。

② 食生活・口腔ケアをしっかりと

低栄養を予防し、**免疫力**を低下させないために、しっかりと栄養を取ることやお口の健康を保つことが大切です。

- ・3食欠かさずバランスよく食べて、規則正しい生活を心がける。
- ・毎食後、寝る前に歯磨きをする。

③ 規則正しい生活をしよう

睡眠不足など不規則な生活は、免疫力を下げます。規則正しい生活を心がけましょう。

この機会にメタボ対策!!

新型コロナ禍での熱中症予防

1. 例年以上に意識して水分補給
2. 3食きちんと食べ、よく睡眠をよる
3. 人込みを避けた散歩や室内で軽い運動を行う
4. 経口補水液を常備

室内では

1. 暑いと感じたらクーラーをつける
2. 湿度が高くならないよう、こまめに換気



「教えて!『かくれ脱水』委員会」より

感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

- 1 流水でよく手をめらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 2 手の甲をのぼすようにこすります。
- 3 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 4 指の間を洗います。
- 5 親指と手のひらをねじり洗います。
- 6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避けましょう！

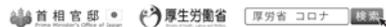
- 1 換気の悪い密閉空間
- 2 多数が集まる密集場所
- 3 間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。



『厚生労働省HPより』

INFORMATION

きそさき



ふとん洗濯サービスのご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・消毒により汚れやダニもきれいにとれる寝具洗濯サービスをご利用ください。

●申込方法

役場福祉健康課にて利用料とともに申し込んでください。(印鑑をお持ちください。)

●申し込み期限

6月30日(火)

●実施日

7月中に業者がお宅へお伺いして布団をお預かりし、概ね1週

間以内にお届けします。

なお、お伺いする日時は、業者から連絡します。

●対象寝具(日常的に使用している寝具に限る)

- ① 掛布団+敷布団+毛布
- ② マットレス+ベットパット+掛布団+毛布
- ③ マットレス+ベットパット+掛布団+敷布団+毛布

*羽毛布団等もご利用いただけます。

●利用料

- ① 710円
- ② 930円
- ③ 1,150円

●利用対象者

- 概ね65歳以上の一人暮らしの方
- 介護認定を受けた方
- 心身障がい児(者)で衛生管理が困難な方

●申込み及び問合せ先

福祉健康課 ☎68-6104



洗濯前



洗濯後

児童手当の現況届の提出は6月中に!

児童手当の受給対象者には、6月上旬に「現況届」を送付します。現況届は、毎年6月1日の状況を届け出ること、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、期限内に必ず提出してください。

●提出期限

6月26日(金)

●提出書類

- ① 児童手当・特例給付 現況届
- ② 受給者の健康保険被保険者証の写し(国民健康保険加入の方は省略可)

※このほか、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

●問合せ先

福祉健康課 ☎68-6104

祝100歳!!

高村 はつ子さんおめでとうございます

この度、高村はつ子さんが、満百歳の誕生日を迎えられました。

自宅を訪問した町長と会話をしているはつ子さんは、とても元気で優しい表情が印象的でした。

お祝状と褒賞金および記念の花束を贈呈し、祝福しました。

末長くお元気でありますように心から祈念いたします。



自主運行バスが新しくなります

5月下旬～6月末にかけて、自主運行バスの車両が順次更新されます。新車両の車体は白色とラベンダー色のツートンカラーで、お馴染みのマスコットキャラクター「トマッピー」が描かれています。

長期間にわたり故障に伴うレンタカーによる運行が続き、バスをご利用される方々には大変ご不便をおかけしておりましたが、新車両になり快適性と利便性が向上されると期待しています。



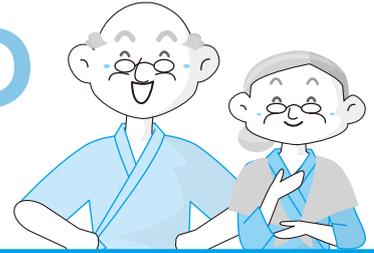
令和3年4月1日採用 木曾岬町職員募集

令和3年4月採用の木曾岬町職員を次のとおり募集します。

職種	一般職員(事務職)	保育士(幼稚園教諭)
採用予定人数	2～3人程度	2～3人程度
	※今後の採用計画の見直しおよび職員の退職により変更する場合があります。	
受験資格	平成3年4月2日以降に生まれた人で、 大学、短大等若しくは、高等学校を卒業または 令和3年3月31日までに卒業見込みの人	平成3年4月2日以降に生まれた人で、 保育士および幼稚園教諭の資格を有する人 または採用日までに取得見込みの人
	※日本国籍を有し、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人	
1次試験	【三重県町村会の統一試験】 日 時 9月20日(日) 午前9時10分から受付開始 場 所 木曾岬町役場	
	試験内容 教養試験(高卒程度)、小論文 職場適応性検査、事務適性検査	試験内容 教養試験(高卒程度)、小論文 専門試験、職場適応性検査
	結果通知 10月上旬に1次試験受験者全員に郵送で通知します。	
2次試験 【1次試験合格者】	日 程 10月16日(金) 試験内容 ①集団討論 ②面接試験 会 場 木曾岬町役場 ※詳しくは第1次試験合格者に通知します。	日 程 10月22日(木) 試験内容 ①実技試験 ②面接試験 会 場 木曾岬町役場 ※詳しくは第1次試験合格者に通知します。
	試験申込書履歴書の請求 ○直接役場へ出向く場合 木曾岬町役場(木曾岬町大字西対海地251番地) 3階総務政策課までお越しください。 ○郵便で請求する場合 表面に「職員採用試験申込書希望」と記載した封筒に、返信用封筒(140円切手を貼付し、宛先を明記した角形2号〔33cm×24cm程度の大きさ〕)を必ず同封し、 〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課人事係宛に 請求してください。 ○提出書類 (1) 試験申込書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真2枚貼付) (2) 履歴書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真1枚貼付) (3) 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書 (高等学校卒業程度の認定試験合格者は合格証明書) (4) 返信用封筒(1次試験結果送付用 404円(簡易書留郵便代)を貼付し、宛先を明記した 定形長3サイズ) (5) 保育士(幼稚園教諭)の場合は、保育士および幼稚園教諭の資格証明書の写し、または取 得見込み証明書 ※提出書類については返却いたしません。	
受験申込	○提出先 〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課人事係 ※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と記載してください。	
	○受付期間 7月1日(水)～7月27日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日および祝日は不可) ※郵送の場合は、7月27日(月) 午後5時15分到着分まで有効。	
受験票の送付	9月上旬に送付しますので、試験日当日には必ず持参してください。	

●問合せ先/役場 総務政策課 人事係 ☎68-6100
 各種制度等の案内については、町のホームページをご覧ください。

後期高齢者医療制度のお知らせ



このごときは保健師です

INFORMATION
きんぎょ

教育委員会だより

生活のミニ情報

警察署コーナー

カレンダー

被保険者証について

新しい被保険者証(若草色)を、7月中旬に、簡易書留で送付します。

ピンク色の被保険者証は、8月1日以降はご使用になれません。

新しい被保険者証(若草色)が届きましたら、8月1日以降にピンク色の被保険者証は役場住民課に返却してください。(ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分にご注意ください。)

また、8月1日以降に、医療機関を受診する時は新しい被保険者証(若草色)を提示してください。

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証(一部負担金の割合が3割の人)又は限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の人)を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、役場住民課窓口へ申請することにより交付されます。詳しくは、7月発送の被保険者証に同封される後期高齢者医療制度のご案内をご覧ください。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

原則、7月中旬に保険料額及び納付方法の通知を役場住民課から送付します。

● 保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

● 今年度の保険料の計算方法は下記のとおりです

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 44,589 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{総所得金額等}^* - 33 \text{万円}) \\ \hline \times 8.99\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline (\text{賦課限度額 } 64 \text{万円}) \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等とは

- 各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- 遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- 各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等)は適用されません。

● 保険料の軽減措置

◆ 所得の低い世帯に属する人に対する軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する人は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下	7.75割	10,032円
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)	7割	13,376円
(33万円+被保険者数×28.5万円)以下	5割	22,294円
(33万円+被保険者数×52万円)以下	2割	35,671円

【注1】世帯は4月1日時点の状況で判定されます。(年度途中で資格取得された人は資格取得日)

【注2】前年12月末日の年齢が65歳以上の人の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

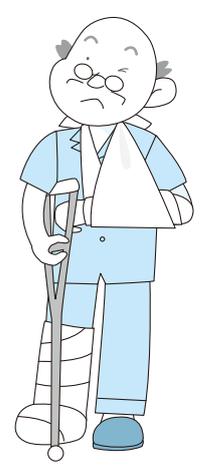
【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険*の被扶養者であった人への軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する人は均等割額の7.75割または7割軽減が適用されます。

※被用者保険とは
協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、役場住民課にお知らせください。



●保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

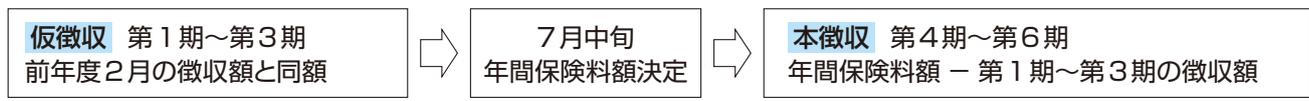
※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる人は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

一部負担金の割合の変更(基準収入額適用申請)について

●申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得(課税標準)額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、申請により負担が1割になります。(7月末までに申請された人は8月から負担割合が変更されます。8月以降に申請された人は申請月の翌月からになります。)

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合

(被保険者の収入額)・・・383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合

(被保険者の収入額合計)・・・520万円未満



後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

- 目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。
- 対象者 8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる人
- 送付スケジュール
 - 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
 - 5月～7月中に被保険者となられる方 ⇒ 8月下旬発送
 - 8月中に被保険者となられる方 ⇒ 9月下旬発送
- 受診期間 7月から11月末までの間
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 住民税課税世帯の人 500円
住民税非課税世帯の人 200円

※木曾岬町長寿医療健康診査助成制度

受診券と同封の「健康診査実施機関一覧」、「健康診査個別健診実施医療機関」にある医療機関で健診を受けられた方には、自己負担(受診券に記載の500円又は200円)を助成いたします。受診後、医療機関の領収書、印鑑、振込口座がわかるものをご持参のうえ、役場住民課へ申請してください。

後期高齢者医療費通知について

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します。

実際にかかった医療費の総額(10割)をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。また、支払った医療費の額を載せますので、確定申告の添付書類として使用できます。

医療費通知を不要とされる人は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限ります。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

あん摩・マッサージの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。

柔道整復(整骨・接骨)の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む。)と診断又は判断され、施術を受けたとき(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。)は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

- | | | |
|-------|--------------------|-------------------------|
| ●問合せ先 | ・三重県後期高齢者医療広域連合事業課 | 資格保険料グループ ☎059-221-6883 |
| | ・役場 住民課 ☎68-6103 | 給付健康グループ ☎059-221-6884 |

「グリーンカーテン用苗木(ゴーヤ)の無料配布」大盛況

去る5月10日(日)役場行政棟玄関前において、グリーンカーテン用苗木 ゴーヤの無料配布を行いました。

町では、環境にやさしい町づくりの一環とする“身近にできることからチャレンジ”をキーワードにグリーンカーテン事業の普及に取り組み、毎年苗木の配布を行っております。

今年も町内のJ A木曾岬温室部会の方々に苗づくりをお願いし、ゴーヤの苗木1,000本を用意しました。9時からの配布にたくさんの方々がお越しいただき、大盛況におえることができました。



「子育て8つの指針」の改定

この指針は、子育てをする上で家庭や学校・地域で協働してすすめていくものを、木曾岬町教育委員会と福祉健康課が8つの項目にまとめたものです。

子育てをしていく上で大切にしたいことを、子どもの発達段階に応じて示してありますので、是非参考にいただければと存じます。

なお、本方針は町教育委員会ホームページで詳しくご覧になれます。

教育委員会 だより

問合せ先

教育委員会
☎68-1617



子育て 8つの指針

- | | | |
|-----------|-------------------|-----------|
| ① 安心感・信頼感 | ② 聞くこと | ③ あいさつ・礼儀 |
| ④ 自己抑制 | ⑤ 後かたづけ・お手伝い・家事分担 | |
| ⑥ 生活リズム | ⑦ 読書 | ⑧ 家庭学習 |

第19回やろまい夏まつり 中止のお知らせ

8月1日(土)に開催を予定しておりました「やろまい夏まつり」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、関係者及びご来場の皆様方の安全を第一に考え中止とさせていただきます。

夏の一大イベントを楽しみにいただいていた皆様には大変申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

●ボラ倶楽部・木曾岬町教育委員会 ☎68-1617

新型コロナウイルス感染症の 拡大防止に向けた 体育協会主催事業の中止・延期 について

新型コロナウイルス感染症について、国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生していることなどから、木曾岬町体育協会では感染拡大を防止するため、事業の中止または延期などの対応をおこなっています。

中止・延期となった行事は、今後決定次第、町ホームページで随時お知らせしていきます。

臨時休校中の教職員の奮闘記

～タブレットを活用した新たな学習のチャレンジ～

“木曾岬町ならではの”の教育推進重点項目「オリジナル5」より

連載：グッドストーリーズ③ ～すべては子どもの健やかな成長のために～

新たな「木曾岬町こども園・学校教育方針」の2年目を迎え、さらなる教育活動の充実をめざしていきます。その具体的な支援策として、今年度も“木曾岬町ならではの”の「オリジナル5」を大切にしながら施策展開を図っていきます。そして、園・学校での子どもの姿を保護者や地域の皆様とともに共有し、地域ぐるみで子どもたちの「未来(あした)」を育てていきたいと考えています。グッドストーリーズは、子どもの素晴らしい世界を伝え、家庭で、地域で同じ眼差しでご支援いただきたいと願ったものです。すべては子どもの健やかな成長のために。

6月号では、中学校の様子についてご紹介します。

“木曾岬町ならではの”の教育推進重点項目「オリジナル5」

- | | |
|---|---------|
| I 信頼される園・学校づくりに向けたコミュニティ・スクールの充実 | 〈 C S 〉 |
| II 園・小中学校の連携を強化し、子どもが主体的に学びに向かう保育・教育の実現 | 〈保育・学力〉 |
| III グローバル化に対応した英語教育・国際理解教育の推進 | 〈英語教育〉 |
| IV 地域への愛着と誇りを育む郷土教育の推進 | 〈郷土教育〉 |
| V 園・学校図書室と町立図書館を活用し、家庭と連携した子どもの読書活動の推進 | 〈読書活動〉 |

新型コロナウイルスの影響で臨時休業が続く中、木曾岬中学校では、中学3年生を対象に、教員が授業を撮影した動画やパワーポイントで作成した学習教材等をタブレットに保存して生徒に配布する学習の試みを始めました。



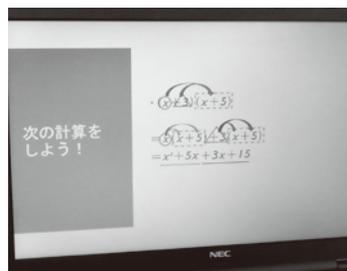
臨時休校の延長をうけ、オンラインによる双方向の学習を行う環境が整っていない中で、少しでも子どもたちの学習を進めていくための工夫の一つとして、主要5教科の担当教員が、教科書に基づいた解説や自作プリントを用いた授業などの学習動画や、自分の理解度に合わせて画面をタッチして進めていく教材等を作成しました。

多くの教員にとって、このように機材を取り扱うのは初めてで戸惑うことも多く大変でしたが、

「新しい内容の学習を進めるために、動画や作成した教材を少しでも役立ててほしい。」と前向きに取り組みました。

今年度は新型コロナウイルスによる臨時休校の影響で、予定していた行事や取組の中止や日程変更が相次いでいますが、与えられた教育環境をできる限り有効活用して、生徒の学力向上が図れるように取り組んでいきます。学校再開後は、放課後学習会や宿題プリント等の取組により学力の定着も図っていききたいと考えています。

例年とは違ったスタートにはなりませんが、保護者・地域の皆様のご協力をいただきながら、木曾岬町の将来を担う子どもたちに必要な学力が身に付くよう、指導体制の工夫・改善を重ねて参ります。



小中学校の児童生徒のみなさんには、学校だよりや学校ホームページ等を通して、様々な学習教材や学習支援サイトを紹介しています。ご家庭でもご活用ください。

「木曽岬町いじめ防止基本方針」の改定

いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。木曽岬町では、平成26年6月に「いじめ防止基本方針」を策定し、学校、家庭、地域とともに、町と教育委員会が連携、協力して、いじめ問題に取り組んできました。

このたび、国と三重県の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定の内容を踏まえ、より実効的ないじめ

対策を推進するため「いじめ防止基本方針」を改定しました。今後も、すべての児童生徒が安心して過ごせる、いじめのない学校、地域生活の実現を目指してまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

なお、本計画は町教育委員会ホームページに掲載いたしますのでご覧ください。

木曽岬町いじめ防止基本方針改定の主なポイント

● いじめの定義について

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめ行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをさします。今回の改訂では、けんかやふざけ合いであっても、いじめ認知を行うこととしました。

● 組織的な対応について

いじめの認知は、特定の教職員によることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行うなど、組織的な対応を行うこととしました。

● インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について

SNSなどインターネットを通じて行われるいじめは発見がしにくく、一度拡散した情報や画像は完全に消去することが難しいため、個人にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を生じさせます。その対策として、児童生徒及び保護者に対して情報モラル教育や啓発を行うこととしました。

● いじめの解決基準について

いじめの解決基準を、いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月以上やんでいる状況を確認できることとしました。その際に、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、本人と保護者に確認することとしました。

令和3年度使用中学校教科用図書の展示会

令和2年度は、中学校において、次の教科書について採択を行います。

【中学校】すべての教科の教科書

採択に関わるすべての教科書の展示会を開催しますので、ぜひご来館ください。

● **展示会場**／木曽岬町立図書館

● **展示期間**／6月12日(金)～6月25日(木)
※月曜日は閉館のため除く

● **展示時間**／火・水・木：午前10時～午後6時
金：正午～午後8時
土・日：午前9時～午後5時

● **問合せ先**／教育委員会 ☎68-1617

※今回の教科書展示は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、法定展示の期間のみ実施します。

※町立図書館が臨時休館の場合は、会場や展示時間等を変更いたしますのでご了承ください。変更の場合は、教育委員会ホームページにてお知らせいたします。

「木曾岬町教育振興基本計画（案）」に係る パブリックコメント（意見公募）の実施

木曾岬町教育委員会では、「第2期木曾岬町教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」の策定にあたり、町民の皆様からご意見を広く募集します。本案に対するご意見がございましたら、下記によりご意見をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

- **募集期間**／6月1日(月)から6月30日(火)まで
- **閲覧場所**／木曾岬町教育委員会教育課(役場2階)、木曾岬町教育委員会ホームページ
- **応募資格**／(1)町内に住所を有する者
(2)町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
(3)町内の事務所又は事業所に勤務する者
(4)町内の学校に在学する者
(5)パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの
- **応募方法**／意見は所定の様式（自由様式での提出でもかまいません。）に、住所及び氏名（団体の場合は、所在地及び団体名）を記入し、6月30日(火)までに郵送、FAX、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出してください。
- **提出の際の留意事項**
(1)住所及び氏名（団体の場合は所在地及び団体名）は必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付できません。
(2)電話による意見等の受付及び個別回答はいたしません。
- **問合せ先**／教育委員会 ☎68-1617

『木曾岬町立図書館運営協議会』委員公募のお知らせ

- **概要**／木曾岬町立図書館では、図書館運営やサービスなどについて、幅広くご意見やご提言をいただく機関として、図書館運営協議会を設置しています。同協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者などで構成されます。
このたび任期満了に伴い、委員の一部を公募いたします。よりよい図書館運営のために、ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。
- **募集人数**／若干名
- **任務**／年に1～2回行われる協議会に出席し、図書館の運営などに関する意見を述べていただきます。
- **任期**／委嘱の日から令和4年3月31日
- **報酬**／委員会に出席した際に、町の規定により支給されます。
- **応募資格**／(1)町内在住で令和2年4月1日現在で20歳以上の方
(2)調査審議する内容に関して十分な見識を有している方
(3)主に平日に開催される協議会に出席可能な方（年1～2回程度）
- **応募方法**／応募申込書に必要事項を記入いただき、「図書館運営について、活性化していくための考え」や公募委員に応募する動機などお書きいただいたもの(別紙)を添えて提出してください。
申込用紙は、町ホームページからのダウンロードの他、教育委員会窓口（役場2階）及び、木曾岬町立図書館カウンターに用意してあります。
- **募集期間**／6月1日(月)から6月30日(火)必着
- **提出先**／木曾岬町教育委員会事務局 教育課 〒498-8503 木曾岬町大字西対海地251番地（郵送の場合は、6月29日必着でお願いします。）
- **選考方法**／応募書類をもとに、書類選考します。
※提出された書類は、公募委員選考の目的以外には使用しません。
- **問合せ先**／教育委員会 ☎68-1617

今月の図書館コーナー

気軽に外へ出るのが難しい状況が続いています。このような状況の中、心身共に健やかに過ごすことへの関心が高まっていると思います。健康に関する本、おうちにある材料で工作をしたり昔ながらの室内ゲーム等々……。本を通じて、家庭で健康に楽しく過ごせるヒントが見つかった本を紹介します。



4月からの新コーナーです

今月のNEWS

メインコーナー

- 健康第一！（こころ・医療・健康・運動）

児童コーナー

- 家であそぼう
（ゲーム・工作・クッキング・実験）

サブコーナー

※サブコーナーはおやすみです。

郷土文化交流スペース 6月の展示予定

- 書道サークルによる作品展示

読み聞かせ

※当分の間、読み聞かせは中止です。
（毎月第1日曜午後1時開催
今年度より月1日定期的に開催の予定）
再開する場合はHPにてお知らせします。

今月の司書のおすすめ本

復活の日

小松左京 早川書房 F（日本の小説）

生物化学兵器MM-88菌を搭載した小型機が、山中に墜落する。爆発的な勢いで世界各地を襲い始めた菌の前に、人はなすすべもない。果たして、人類という種は生き延びることができるのか…

過去の感染症の研究や歴史を扱った本が今注目されています。「復活の日」は予期せぬ状況にどのように対処したら良いのか、冷静に判断できるヒントが含まれていると感じます。伝染病の恐ろしさや人間性を脅かす不条理に、冷静に向き合いたいものです。

図書館からのお願い

図書館が閉まっている日時の返却は
東口玄関の横にあるポストをお願いします。

◎開館日

火～木……午前10時～午後6時 金…正午～午後8時
土・日・祝…午前9時～午後5時

●問合せ先／町立図書館 ☎40-9010

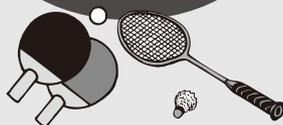
HP : <http://kisosaki-library.net/>

6月 図書館カレンダー

○の日は休館日です

日	月	火	水	木	金	土
	①	2	3	4	5	6
7	⑧	9	10	11	12	13
14	⑮	16	17	18	19	20
21	⑳	23	24	㉕	26	27
28	㉙	30				

教育関連施設 開館日のお知らせ



町 体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎一般開放日

卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
自由に使用できます。

14日(日) 午前9時～正午 28日(日) 午前9時～午後4時

◎軽スポーツ教室

スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行います。
ソフトバレーボールやファミリーバドミントンなどを実施していますのでぜひ体育館へお越しください。

14日(日) 午後1時～午後4時

文 化資料館

◎開館日 毎週日曜日

午前9時～午後4時

北 部公民館

◎開館日 火～日(祝日を除く)

午前9時～午後5時

※ただし日曜は
午前9時～午後1時

こんにちは保健師です
INFORMATION
きそさき
教育委員会だより
生活のミニ情報
警察署コーナー
カレンダー

生活のミニ情報

介護有資格者 再チャレンジ研修 参加者募集!

眠っている資格をもつ一度活
かしませんか？

介護職員初任者研修など介護
の資格は持っているけれど、介
護の職に就くことが不安な方や、
復帰したけれど、もう一度『介
護の基本』を学び直したいとお
考えの方を対象に、介護の知識
や技術のスキルアップができる
研修会を開催します。就労相談
も行いますので是非ご参加くだ
さい。

●研修方法

インターネットを利用したW
eb研修となります。

(9月開始)

●対象

介護等の資格をお持ちで、現
在福祉・介護の仕事をしてい
ない方 もしくは、介護職と
して就職または復帰後、概ね
1年未満の方

●内 容

介護保険制度の動向、介護技
術、コミュニケーション技術
認知症ケア、就職相談、施設
体験（現在介護の仕事をして
いない方のみ）など

●参加費 無料

●定 員 30名

●申 問 三重県社会福祉協議会

三重県福祉人材センター

☎059-227-5160

(平日 午前9時～

午後5時)

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188
(局番なし) は、お近くの消費
生活センター等の消費生活相談
窓口をご案内することにより、
消費生活相談の最初の一步をお
手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあ
った」「ある製品を使ってけが
をしてしまった」などの消費者
トラブルで困っていませんか？
「新型コロナウイルスが水道
水に混ざっている可能性がある。
調査に行くので、お宅の場所を
教えてほしい」、「助成金がある

ので個人情報や口座情報を教え
てほしい」などの新型コロナウイルス
の感染拡大に関連したト
ラブルで困っていませんか？
そんなときは一人で悩まずに、
全国どこからでも3桁の電話番
号でつながる消費者ホットライ
ン「188(いやや)」にご相
談ください。専門の相談員がト
ラブル解決を支援します。

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで
「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」
までお電話を
『泣き寝入りは超いやや(188)!』で覚えてね



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター
「いややん」

警察署コーナー



■桑名警察署
■木曾岬駐在所

☎(0594)24-0110
☎65-3635

梅雨時の風水害から身を守るために

1 防災気象情報を入手しよう!

台風の接近時や雨が降り続いたりした時などは、
テレビやインターネットで気象情報を収集し、十
分注意しましょう。

2 地域の状況を知ろう!

住んでいる地域で過去に起こった災害や災害が起
きる可能性を確認しましょう。

3 住まいの点検を行おう!

日頃から、家屋の屋根、壁、ベランダ、雨どい等
住まいの点検を行い、異常がないか確認しておき
ましょう。

4 非常持ち出し品などの準備をしよう!

非常持ち出し品(飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、
電池、予備バッテリーなど)を準備し、持ち出し
やすい場所に置いておきましょう。

5 危険を感じたらすぐ避難しよう!

災害時には市町長が避難勧告や避難指示(緊急)
を発表する場合がありますが、何よりも大切なのは、
危険を感じたら自らの判断で早めに避難すること
です。

※参照「三重県防災ガイドブック (R2.3改訂版)」

町内4月の交通事故

()…令和2年累計

●件数/7件(41件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/0人(4人)

6月カレンダー

※新型コロナウイルス感染症予防のため、健康カレンダーに記載の行事が中止のものもあります。ご注意ください。
 なお、下記の行事も、状況によっては変更となる場合もあります。

主な行事	場所	時間	備考
3ⓧ・転倒予防教室	福祉・教育センター	午後1時30分～午後3時	
4ⓧ・集団フッ素塗布 ・1歳半健診・3歳児健診 ・すくすくひろば	保健センター	午後1時15分～午後2時30分 午前10時～午前11時30分	中止
8ⓧ・音楽療法（子育てサロン）			中止
9ⓧ・のびのび指導室 ・母乳相談	保健センター	午前10時～午前11時	要予約 ☎68-6119
17ⓧ・転倒予防教室	福祉・教育センター	午後1時30分～午後3時	
18ⓧ・北勢地域若者サポートステーション 出張相談 in 木曽岬	福祉・教育センター	午前9時30分～午前11時30分	要予約 ☎059-359-7280
19ⓧ・育児相談	保健センター	午後1時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
23ⓧ・オレンジカフェ	福祉・教育センター	午後1時30分～午後3時	
24ⓧ・いす・たいそう教室 ・個別リハビリ ・ブックスタート	保健センター 図書館	午後1時30分～午後3時 午後1時30分～午後2時 午後2時30分～午後3時30分	
25ⓧ・カウンセリング	保健センター		要予約 ☎68-6119
26ⓧ・発達相談	保健センター	午前9時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
28ⓧ・日曜役場	役場 住民課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務

納付を
お忘れなく!

6月の納付

- 住民税(6/30納期限) …… 第1期分
- 水道料金・下水道使用料(6/30納期限) … A地区
- こども園保育料(6/29納期限) …… 6月分
- 学校給食費(6/15納期限) …… 6月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話/0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)
- FAX/0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話	40-9008
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30 / 土・日・祝日・年末年始	
総務政策課	68-6100
建設課	68-6106
危機管理課	68-6101
会計課	68-6107
税務課	68-6102
議会事務局	68-6108
住民課	68-6103
教育委員会	68-1617
福祉健康課	68-6104
保健センター	68-6119
産業課	68-6105
町立図書館	40-9010



●町のホームページ
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎざ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 1日・4日・8日・11日・15日 18日・22日・25日・29日	毎週火・金曜日 2日・5日・9日・12日・16日 19日・23日・26日・30日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 3日・17日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 3日・10日・17日・24日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 10日	毎月第4水曜日 24日
資源ごみ	毎月第4日曜日 28日	

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。



【写真】アマリリス